

正しく納めましょう

# 国民健康保険税

国民健康保険に加入しているかたは、  
給付を受ける「権利」があると同時に、  
保険税を納める「義務」があります。

## 保険税の納め方

保険税額は世帯ごとにまとめて計算し、毎年7月に納付書を送付いたします。最寄の金融機関（郵便局は除く）で納付期限までにお支払いください。なお、納税組合に加入している世帯については、各納税組合長宛に納付書を送付いたします。

また、“うっかり”保険税の納め忘れをしないために、『簡単で便利な口座振替』もあります。お申し込みは勝山市内のご希望の金融機関（郵便局含む）で手続きしてください。

### 平成18年度国民健康保険税の納付期限

	1期（全納）	2期	3期	4期
納期	7/31(月)	10/2(月)	11/30(木)	1/31(水)

## 国民健康保険税の税率が変わりました

40歳以上65歳未満のかたは、医療分と介護分の合算額となります。  
65歳以上のかたは、介護分については介護保険料として別に納めます。

区分	医療分			介護分			合計	備考
	H17	H18	差	H17	H18	差	差	
※所得割	6.0%	4.5%	△1.5%	1.0%	1.8%	0.8%	△0.7%	国保加入者の所得の総額（各種控除前の所得）
資産割	30.0%	29.5%	△0.5%	6.0%	6.5%	0.5%	0%	国保加入者の固定資産税額（土地・家屋）の総額
均等割	20,000円	17,500円	△2,500円	6,500円	9,000円	2,500円	0円	国保加入者1人あたりの額
平等割	20,000円	17,500円	△2,500円	4,500円	7,000円	2,500円	0円	一世帯あたりの額

※平成17年1月1日において65歳に達しているかたで、かつ平成17年度分の個人住民税の算定にあたり公的年金控除の適用があったかたについては、公的年金所得より平成18年度は13万円、平成19年度は7万円を控除します

## 納付が困難なときは

- ①納税が困難なときは、滞納のままにせずお早めに税務課徴収グループ（内線242）にご相談ください
- ②災害、病気、失業、事業不振などにより当該年度の所得が著しく減少した場合、一定の基準に該当し、なおかつ資産・能力などを活用しても生活が困難な場合は、保険税が減額されることもあります。国保年金グループ（内線257）までご相談ください

区分	入院時の食事代の標準負担額（1食）	
現役並所得者一般	260円	
市民税非課税世帯（低所得Ⅱ）	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
市民税非課税世帯（低所得Ⅰ）	100円	

必要なもの▼保険証  
医療機関の領収書（入院中のかた）

なお、現在認定されているかたは、有効期限が7月31日までとなつていきます。引き続き入院されるかたは、更新の手続きを行ってください。

市民税非課税世帯で、国民健康保険加入のかた、および老人医療に該当するかたは、申請すれば、入院中の食事が減額されます。（70歳以上および老人医療に該当するかたは、入院中の一部負担金についても減額されます。）ただし、減額申請をした月から対象となります。

入院されているかたへ  
（入院される予定のあるかたへ）

# 国保年金だより

## 高齢受給者証(国保)、 老人医療受給者証を お持ちのかたへ

### 自己負担割合

毎年8月1日で、前年度の所得に応じて負担区分の見直しを行います。

医療機関での一部負担金の割合は、現役並所得者は2割で(10月以降は3割となります)、一般のかたは1割となります。

### 自己負担限度額

70歳以上のかたの医療機関での自己負担限度額が左記のとおりとなりますが、次のような経過措置があります。



## 国民年金の免除制度をご存知ですか

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全体的かたが加入する制度です。老後の老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けとれる制度です。

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをすることにより、保険料の納付が免除または一部納付(一部免除)になる制度があります。これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年の所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

### 「若年者納付猶予制度」

30歳未満のかたの保険料納付が猶予されます。(所得審査あり)

### 「学生納付特例制度」

学生のかたの保険料納付が猶予されます。(所得審査あり)

申請場所▼市民課 国保年金グループ  
必要なもの▼印鑑、離職した場合は離職票写し

### 免除された保険料などの追納について

免除または猶予された保険料については、受け取る年金額が少なくなったり10年以内に納付することができます。このとき、承認された期間が属する年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定の加算額が加わります。

●「国民健康保険 高齢受給者証」をお持ちのかたへ  
有効期限が、平成18年7月31日となっています。新しい受給者証は、7月下旬に郵送いたします。

●「老人医療受給者証」(白色)をお持ちのかたへ  
現役並所得者全員と、負担区分が変更になったかたへ新しい受給者証を7月下旬に郵送いたします。

### 現役並所得者

現役世代と同程度の負担能力を有しているかたを現役並所得者といいます。

前年度の課税所得(各種控除後)が年額145万円以上の70歳以上のかた、および同じ世帯の70歳以上のかた(65歳以上の老人保健該当者を含む)。

※その世帯の該当者の年収が合計520万円未満(該当者が1人の世帯では年収383万円未満)の場合は、申請により1割負担となります

区分	現 行		平成18年10月	
	外 来	外来+入院	外 来	外来+入院
現役並所得者	40,200円	72,300円+1%	44,400円	80,100円+1%
一 般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円
低所得者 市民税非課税世帯	II	8,000円	8,000円	24,600円
	I	8,000円	15,000円	8,000円

- ①公的年金など控除の縮減および老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並所得者に移行する70歳以上の高齢者については、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般並に据え置かれます
- ②低所得世帯の自己負担限度額は、老年者非課税措置の廃止に伴い、世帯員のうち一部が課税者で一部が非課税者の場合、平成18年8月から2年間、非課税者が70歳以上の場合については、低所得IIの限度額が適用されます

### 平成18年度保険料額

一部納付制度	納付割合	保険料額(月) 13,860円
全 額 免 除	0	0円
4分の1納付	0.25	3,470円
半 額 納 付	0.5	6,930円
4分の3納付	0.75	10,400円

※一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

### ●年金の確認および年金の手続きについてのお問い合わせ先

- 福井社会保険事務所  
(福井厚生年金会館裏)  
☎0776-23-1002
- 福井年金相談センター  
(福井放送会館ビル6階)  
☎0776-21-4165

- 国民年金、国民健康保険に関するお問い合わせ先  
市民課 国保年金グループ  
(☎内線 257・258)